

## 総務課関係



## 1. 少子化対策の推進について

### (1) 社会保障審議会少子化対策特別部会の検討の状況について

別紙参照。

なお、持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」については関連資料1（45頁）を参照。

### (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の改定について

市町村や都道府県の行動計画改定に当たっての考え方については、行動計画策定指針の改正案によりお示ししているので、策定準備についてよろしくお願ひしたい。3月中には告示の予定である。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料2）

今回、改正案において新たに規定している参酌標準は、女性の就業率上昇に伴う保育サービス等の潜在需要を把握しつつ、中長期的に達成されるべきサービス整備水準を勘案した上で、後期計画の目標事業量を適切に見込むために提示するものである。さらに別紙に留意事項をまとめているので、参考にしていただきたい。（別冊（総務課少子化対策企画室）資料3）なお、具体的な目標事業量の算出方法等については、追って通知等でお示しするので、潜在ニーズ量を明らかにしたうえで、地域のサービス供給体制を踏まえ、後期計画期間（平成26年度まで）の整備水準を設定されたい。

また、計画の進捗状況を点検・評価することで施策の改善につなげ、PDCAサイクルの実効性を高めることが求められることから、個別事業における定量的な目標設定に加え、施策レベル（「地域における子育て支援」、「職業生活と家庭生活の両立の推進」等）や計画レベルにおける利用者の視点に立った評価指標（アウトカム）の設定について工夫をお願ひしたい。（具体的内容は、昨年8月全国児童福祉主管課長会議資料及び追ってお示しする通知等参照）

さらに、計画策定に当たっては、住民の意見を反映させるほか、事業主、労働者など関係者の意見を幅広く聴取し、多様な主体の参画と協働により進められることが重要となる。

なお、今後の施策検討の参考としたいので、ニーズ調査結果において参考となるデータや検討されている独自施策等があれば、積極的に国への情報提供をお願ひしたい。

### (3) 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）について

平成21年度の新規事業として次の2事業を実施することとしている。従来より実施している事業も含め、21年度の事業内容等については(別冊(総務課少子化対策企画室)資料4~5)のとおり予定している。

#### ① 次世代育成支援人材養成事業

親の子育てを支援するコーディネーターや、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業などの子育て支援事業に参画する者を養成した場合にポイントの配分を行うこととしている。((関連資料2)52頁)

#### ② 病児・緊急対応強化モデル事業（ファミリー・サポート・センター事業の機能強化）

ファミリー・サポート・センターにおいて病児・病後児の預かり等を行った場合にポイントの配分を行うこととしている。(職業家庭両立課資料174頁~176頁参照)

上記の新規事業創設に伴い、「地域における仕事と生活の調和推進事業」については、ポイントを設定した事業としては終了することとした(平成21年度からは児童人口配分において実施可能)。

また、平成20年度に創設した「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」は、平成22年度までの事業であるのでご承知願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

### (4) 一時預かり事業の拡充について

一時預かり事業については、ニーズの増加に対応するためその拡充を図る必要があることから、補助対象を、①従来の保育所での実施に加え、②実施主体をNPO法人等多様な運営主体に拡大し、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所などにおける一時預かりの実施もその対象とすることとしている。

平成21年度から、児童福祉法に規定された一時預かり事業を国庫補助の対象とし、上記②については「一時預かり事業(地域密着型)」の類型として補助することとしているが、法令に定める人員配置基準等を満たせない場合であっても、要綱に定める基準を満たす場合は「一時預かり事業に類するもの」として補助対象とすることとしている。(保育課関連資料6(333頁)、別冊(交付要綱、実施要綱等)資料29)

各都道府県におかれては、管区市町村に対する周知や実施を促していただくとともに、市町村におかれては積極的な取組をお願いしたい。

## (5) 地域における子育て支援拠点の拡充について

地域の子育て支援拠点については、「子ども・子育て応援プラン」において、目指すべき社会の姿として、すべての子育て家庭が歩いていける場所への整備が掲げられており、平成21年度では、その拡充に向けて7,100か所の設置に必要な経費として、約102億円を計上している。(関連資料3～5(53頁～57頁))

また、機能の拡充を図るため、ひろば型のうち、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を一体的に実施し、こうした活動を通じて、ひろばを中心に関係機関とのネットワーク化が図られ、子育て家庭に、よりきめ細かな支援を行うものについて、新たな補助単価(機能拡充型)を設定している。(別冊(交付要綱、実施要綱等)資料21「児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)」参照)

この機能拡充にかかる要件としては、市町村からの委託等により地域子育て支援拠点事業を実施している社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等が、次の①から④のいずれかの事業を実施していることとする。

- ① ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、一時預かり事業(地域密着型及び地域密着Ⅱ型)又はこれに準じた事業
- ② ひろばの開設場所(近接施設を含む。)を活用した、放課後児童健全育成事業又はこれに準じた事業
- ③ 乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業
- ④ その他、市町村独自に補助又は委託を行っている子育て支援事業のうち、市町村がひろば型の活動の充実に資すると認めた事業

この他、出張ひろばについて、現行では「ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等」が開設するとしているところであるが、今後は、社会福祉法人等のほか、「地域の実情やニーズにより常設のひろばを開設することが困難な事情がある場合」には「ひろば型を開設している市町村」が出張ひろばを開設することができるよう対象拡大したところである。

また、「開設年度の翌年度に、ひろば型に移行する」こととしている要件を見直し、「利用実態など地域の実情を踏まえ、ひろば型への移行を進める」こととする。

これにより、常設のひろば開設が難しい地域においても、出張ひろばを活用して、子育て親子の交流促進や育児相談等の取組の充実を図られたい。

なお、従来の地域子育て支援センター（小規模型指定施設）については、平成21年度までの経過措置となっていることから、ひろば型やセンター型への円滑な移行に向け、市町村等の取組を積極的に働きかけていただきたい。

○「地域子育て支援拠点事業実施のご案内」について

事業実施に当たって参考となるよう、ひろば型、センター型、児童館型のそれぞれの取組事例や利用者の声などをまとめたパンフレットを作成し、本年1月に各都道府県・市町村に配布している。厚生労働省ホームページにも掲載しており、あわせて御活用願いたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate.html>)

## 2. 児童虐待防止対策について

### (1) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について

#### ① 子どもの安全を最優先とした対応の徹底

児童虐待への対応は複雑化しているが、今一度基本に立ち返り、立入調査や一時保護の実施、目視による子どもの安全確認、虐待者本人との面接を含めた適切な調査・診断・判定の実施、関係機関等との情報共有など、日常の基本的な業務が適切に行われているかについて、定期的に業務の点検を行うことをお願いする。併せて、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）により、児童相談所等の安全確認措置の義務化、保護者への出頭要求や裁判官の許可状を得て解錠等を可能とする立入制度、都道府県知事による保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等が導入された趣旨も踏まえ、保護者との関係等から介入に躊躇するあまり、救えたはずの子どもの命を救えなかったという事態が決して生じないように、これらの制度の活用を図り、必要な立入調査や一時保護を適切な時期に実施するなど、子どもの安全を最優先とした対応を行うことを重ねてお願いする。

また、地方公共団体において、出頭要求から臨検・捜索までの一連の安全確認プロセスの中で具体的な手続き等に疑義等が生じた場合には、随時ご相談願いたい。

なお、こうした制度の運用も含め、「子ども虐待対応の手引き」の改訂作業を行っているところであり、おって、通知することとしている。

## ② 施設入所中の児童の強制引取り等への対応について

施設入所をしている児童の強制引取り等が危惧される際の対応について、特別なケースであると考えられるが、ある自治体において、児童養護施設に児童福祉法第28条により入所措置されていた児童が親権者等により誘拐されて国外に連れ去られ、親権者等の共犯者が未成年者略取容疑により逮捕される事件が発生した。

今後、模倣等による類似の事件が発生することも危惧されるので、保護者によるつきまといや強制引取りが想定されるなど、子どもの安全に支障が生じる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により子どもの住所又は居所を明らかにしないことを徹底されたい。

また、公判記録から親権者等が子どもの現住所等を知りうる可能性もあるため、それらの情報の非開示を求める上申を裁判所に行うとともに、状況によっては、躊躇せず、同法第12条の4の規定による接近禁止命令を発出することも検討されたい。

なお、このような事態が想定される場合には、あらかじめ警察等と緊密な連携を図り、緊急時の対応を協議しておくなど関係機関等の連携を十分に図るようお願いする。

## ② 死亡事例等の検証等について

平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、継続的・定期的な全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童虐待への対応に携わる関係者が認識すべき共通の課題を明らかにするとともに、対応策の提言を行うことを目的に、これまで4次にわたる報告がとりまとめられている。また、平成19年の児童虐待防止法の改正により、「国及び地方公共団体は児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」責務が規定され、20年4月から施行されている。痛ましい虐待による死亡事例が続いている中、「子どもの生命、成長発達を守ることは、国や地方公共団体のみならず、国民全体の責務であり、亡くなった子どもに報いるためにも過去の死亡事例からの教訓を十分にいかす必要があることや、これまでの提言が十分に活用されていない現状がある」ことを踏まえ、20年6月17日には、「第1次報告から第4次報告までの子どもの虐待による死亡事例等の検証結果総括報告」がとりまとめられた。

虐待による痛ましい深刻な被害や死亡事例が生じることはあってはならないものであり、当該報告が今後の施策に活かされるよう再度の周知についてお取り計らい願いたい。

児童虐待防止法には、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例についての地方公共団体の分析（検証）の責務が規定されており、死亡事例等が発生した都道府県等におかれては、できる限り速やかに当該事例の検証を実施し業務の改善に努めていただくとともに、当省に検証結果の報告をお願いします。

なお、平成21年度予算案において、外部有識者等をメンバーとし、児童相談所の業務管理等に関して定期的な評価、検証及び助言を行うための「評価・検証委員会設置促進事業」（児童虐待防止対策支援事業）を創設したところであるので、業務の再点検等にあたって活用願いたい。

## （２）児童相談所の体制強化について

### ① 児童福祉司等の配置について

虐待相談対応件数の増加や子どもの安全確認・安全確保の強化等を踏まえ、こうした業務を中心的に担う児童福祉司等のより一層の体制強化を図ることが課題となっている。

これらの職員の経費については、地方交付税により措置されているが、総人件費削減や地方公務員削減計画などにより増員措置が厳しい中、児童福祉司については、ここ数年、その業務の重要性等から増員が図られてきており、平成20年度においては、標準団体（人口170万人）当たり29人配置できるだけの経費が計上されているところである。

なお、20年度においては、児童福祉司の増員は図られたものの、各地域における児童相談所職員数等の実態を踏まえ、児童相談所のその他の職員について1名減員されたため、児童相談所職員の総数としては、対前年度と同数となっている。

厚生労働省では、各地方公共団体・関係団体の強い要望を受けて、21年度においても、引き続き、総務省に対して児童福祉司の増員要望を行っているが、20年度における措置状況からも、職員配置の実態が大きく影響を与えることも想定されるため、各地方公共団体におかれても、児童福祉司をはじめとする児童相談所職員の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

特に、児童福祉司については、20年度では、人口5.9万人に1人を配置できるものとなっているが、地域によっては、この水準を下回っているところも見受けられるため、積極的な配置をお願いします。（関連資料6（58頁））

また、児童福祉司には保護者指導などの場面において、高い社会福祉援助技術が求められていることから、適切な人材の確保をはじめ、



各地方公共団体において現任職員に対する研修を積極的に実施又は団体等で実施される各種研修（関連資料13（106頁））を活用するなどにより、専門性の確保と向上に努められたい。

② 保護者指導の強化等について

児童虐待等により児童福祉施設への入所等の措置がとられている児童にとっても、その保護者からの虐待のおそれなくなり、再び一緒に生活することができることは、子どもの福祉にとって望ましいため、昨年12月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号。以下「改正児童福祉法」という。）により、本年4月から児童福祉司等が行う子ども又はその保護者に対する指導について、委託先を社会福祉法人、NPO法人等に拡大し、家族再統合への取組の充実を図ることとした。

このような保護者への指導については、NPO法人等において開発・実践される専門プログラムが有効なケースもあると言われており、これらの機関の専門機能を活用することにより子どもの福祉の向上を図るひとつの手立てとしたいと考えている。

なお、平成21年度予算案において、児童相談所の保護者指導の強化のため、児童福祉施設への入所が長期化している子どもの保護者などに対し、児童福祉司と連携して子どもの養育方法等についてきめ細かな指導を行う保護者指導支援員の配置に必要な経費を計上（「保護者指導支援事業」（児童虐待防止対策支援事業））したところである。本事業では、保護者指導支援員を児童相談所に配置する又は事業を法人等に委託することも可能としているので、地域の実情に応じてご活用願いたい。

また、こうした事業と併せて、従来より児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員や地域の関係機関の実施する保護者指導の取組とも連携し、多方面からの支援を行うなど、保護者指導の強化に努められたい。

③ 一時保護所の体制の充実について

一時保護所については、虐待相談件数の増加とともに保護人員、保護日数ともに増加傾向にあることから、一時保護中の子どもへの対応の充実が必要である。

ア 平成21年度予算案について

21年度予算案においては、以下のとおり各種充実策を講じているので、改善等の趣旨を十分にご理解いただき、常勤の心理職員の配置等に積極的に努められたい。

(ア) 一時保護所に配置する心理職員の常勤化

一時保護所のアセスメント機能や心理的ケアの充実のため、一時保護児童処遇促進事業の心理職員加算分保護単価を非常勤単価から常勤単価へと改善する。

○ 一時保護児童処遇促進事業（措置費）

心理職員加算分の保護単価 1施設当たり年額

1,629,270円 → 5,415,320円

(イ) 乳児等の一時保護受託加算の創設

児童相談所以外の施設等において乳児等（3歳未満児）の一時保護を受託する際に、乳児等のケア担当職員を配置し、支援体制を充実する。

○ 乳児等受入加算費（措置費）

乳児等1人当たり日額 2,190円

(ウ) 一時保護機能強化事業（児童虐待防止対策支援事業）の補助基準額の改善

学習環境の充実のための教員OBの配置や、虐待を受けた子どもと非行少年等を一つの空間で生活指導する混合援助等からくるトラブルの軽減・即時対応のための警察官OBの配置、外国人対応のための通訳の配置など、一時保護所に入所している児童の状況に応じた協力員の確保を図るため、補助単価を改善する。

○ 児童相談所1か所当たり年額

2,258,000円 → 1,640,000円×実施事業数（※）

（※）実施事業数とは、①学習指導協力員、②障害等援助協力員、③トラブル対応協力員、④その他のうち実際に確保した協力員の種別数をいう。

イ 一時保護施設等緊急整備計画の策定について

今年度においても、定員不足を生じている一時保護所を有する自治体については、「一時保護施設等緊急整備計画」の策定を求めることとしているのでご協力をお願いしたい。（関連資料7（59頁））

なお、本計画では、遅くとも21年度までに定員不足状態の解消をお願いしているところであり、来年度が最終年度となることから、緊急整備計画策定対象の地方公共団体におかれては、本年3月末までに策定した計画を提出するとともに、計画策定により行うハード交付金の優先採択等を活用し、早急に解消に向けた取組をお願いする。

また、来年度より、緊急整備計画策定対象（定員を超えて一時保護を行った日数が1日以上の一時保護施設を有する）となる地方公

共同体については、

- ・ 一時保護施設整備（ハード交付金）
- ・ 児童虐待防止対策支援事業のうち「一時保護機能強化事業」及び「24時間・365日体制強化事業」

について、緊急整備計画の策定を補助要件とするのでご留意願いたい。

なお、22年度以降については、各地方公共団体において、後期行動計画に基づき社会的養護体制等に必要な整備を図っていただくこととなるが、一時保護所についても同様に計画策定の対象となるため、おってお示しする「一時保護所の整備量の見込みに当たっての留意点」を参考とし、適切な整備量の確保に努められたい。

### **(3) 市町村の体制強化について**

#### **① 地域協議会の機能強化等について**

平成19年度に全国の市町村が対応した児童虐待に関する相談対応件数は5万件を超えて、児童相談所における相談対応件数と同様に増加している。一方、相談体制をみると市町村間の格差が大きく、専門職員の確保など、その体制強化等が課題となっている。

児童虐待による死亡事例をみると、市町村等が関与していたにもかかわらず、適切なリスク判断や児童相談所との連携ができずに児童が死亡に至った事例も存在する。こうした状況からも、市町村の児童家庭相談体制を強化するため、各地域の児童虐待防止対策の要となる地域協議会の機能強化を図ることが重要である。

20年4月現在、地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置率は、94.1%と増加したところであるが、未設置の市町村についても、21年度中に地域協議会を設置（虐待防止ネットワークからの移行を含む。）していただきたいので、都道府県におかれても、管内市町村への積極的な働きかけをお願いしたい。（関連資料8（64頁））

また、改正児童福祉法により、本年4月から、地域協議会の支援対象として、要支援児童及びその保護者並びに支援を特に必要とする妊婦が加えられるとともに、その調整機関に一定の専門性を有する職員（※）を配置する努力義務を課すこととされたところである。

そのため、21年度予算案においても引き続き、地域協議会に一定の専門性を有する職員を配置していくことなどを条件に、調整機関職員等の研修などの専門性強化を図るための取組や乳児家庭全戸訪問事業等との連携を図る取組を支援する「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」（次世代育成支援対策交付金）を措置しているので、こ

れらも活用しながら地域協議会の機能強化に努めていただきたい。

(※) 具体的には、児童福祉法施行規則において、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として、保健師、助産師、看護師、保育士、教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者、児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員を定める予定。

## ② 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業について

改正児童福祉法により、これらの事業は、本年4月から、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」として法律に位置付けられるとともに、事業の実施について市町村に努力義務を課すこととされたところである。これらは、乳児家庭全戸訪問事業等により、要支援家庭が早期に把握され、継続支援としての養育支援訪問事業等につながる重要な事業と考えているので、各都道府県におかれても管内の全ての市町村で両事業が効果的に実施されるよう、情報提供や研修等の実施に努められたい。

今般、有識者の意見も聞きながら、市町村向けのガイドラインを策定することとしている。(関連資料9～11(93頁～104頁))

なお、両事業は社会福祉法の第2種社会福祉事業に位置付けられることから、事業の届出及び指導監督等についても留意していただきたい。

## (4) 児童家庭相談に携わる職員の研修について

児童家庭相談に携わる職員を対象とした研修については、今日の現場状況にあった効果的な研修内容となるよう、国が実施する研修と都道府県が実施すべき研修の関係を整理するとともに研修の体系化を図り、平成20年度から、国としては、①児童相談所内の指導的立場にある者を対象とした研修、②都道府県が市町村の調整機関職員等を対象に実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」等の研修指導者の養成研修、③児童虐待対応における更なる専門性向上のための特別な研修等を実施しているところである。

さらに、改正児童福祉法により、本年4月から、児童相談に係る市町村職員の研修が都道府県の業務とされるため、今後は、各都道府県における児童家庭相談に携わる職員の研修体制がなお一層充実されるよう、市町村職員も対象に加えた「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」(児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金))を実施す

るなど、市町村の専門性向上について配慮を願いたい。

あわせて国の実施する研修について、管内市町村にも周知を図った上で、積極的な受講派遣をお願いする。(関連資料12～14(105頁～107頁))

### **(5) 児童虐待防止に向けた啓発活動について**

平成21年度においても、関係機関、団体等と連携しながら、「児童虐待防止推進月間」を実施し、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、政府広報を活用した各種媒体(テレビ、新聞等)による啓発等を行うほか、全国フォーラムを11月14日(土)～15日(日)に新潟県妙高市において開催する予定である。

また、地方自治体が実施する、児童虐待防止推進月間、オレンジボン・キャンペーンの取組については、「児童環境づくり基盤整備事業」(児童育成事業推進等対策事業)の優先採択としており、現在、21年度の協議を受け付けているので、積極的に協議を行われたい。

## **3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について**

### **(1) 児童福祉施設等の整備について**

#### **① 整備量の確保について**

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、平成20年度第1次補正予算80億円、第2次補正予算1,000億円(文部科学省分を含む)、平成21年度予算案50億円を確保し、地域の実情に応じた施設整備が十分に可能となる整備量を確保しているところである。

#### **② 平成20年度第2次補正予算について**

平成20年度第2次補正予算においては、都道府県に基金を造成し、「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等、認定こども園等の新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修などを実施し、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う費用を計上しているところである。

#### **③ 平成21年度予算案について**

平成21年度予算案においては、次世代育成支援対策施設整備交付金として、児童養護施設等の小規模化や児童相談所一時保護施設の環境改善等を図る整備などを推進するため、50億円計上したところである。また、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付基準額につい

て、資材費及び労務費の動向を踏まえ、2.0%引き上げるとともに、平成21年度より、対象施設として、ファミリーホーム・自立援助ホーム・妊産婦ケアセンター（仮称）・小規模分園型母子生活支援施設を加え、心理療法室・親子生活訓練室整備加算等の対象となる施設を拡大することとしたところである（別冊（交付要綱、実施要綱等）資料1）。

なお、平成20年度第2次補正予算に計上している安心こども基金（仮称）において、平成22年度までに集中的に、民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしたことから、次世代育成支援対策施設整備交付金の平成21年度予算案においては、この民間保育所及び子育て支援のための拠点施設の施設整備は対象外としたところである。

④ 独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

平成21年度より、独立行政法人福祉医療機構から、福祉貸付を受ける場合の融資条件について、「新待機児童ゼロ作戦」等の取組を進めるため、以下のとおり拡充することとされているので、関係施設等への周知をお願いしたい。

ア 保育所整備に係る融資率 80%→90%（平成22年度まで）

イ 放課後児童クラブ整備に係る融資率 75%→90%

（平成22年度まで）

ウ 自立援助ホーム整備に係る融資率 75%→80%

⑤ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など